

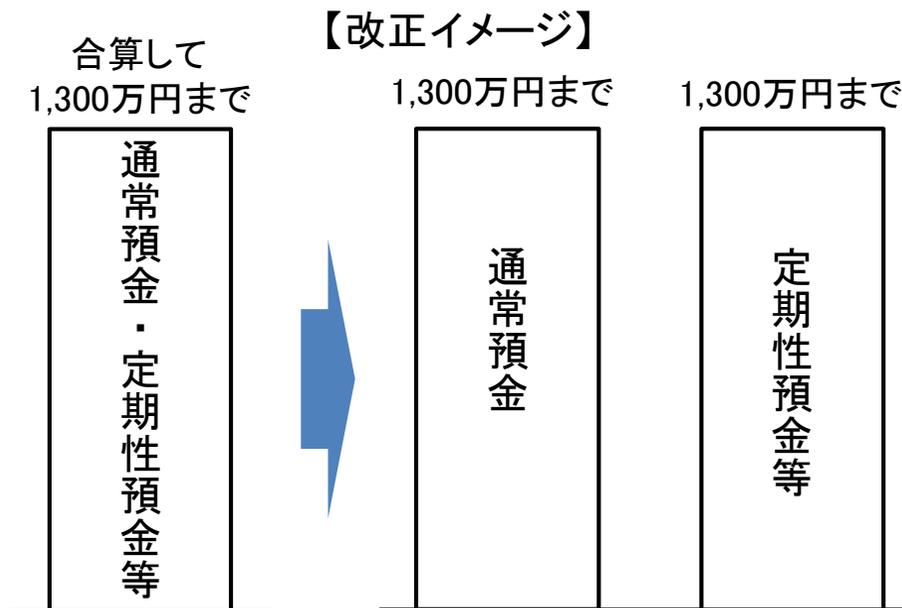
郵政民営化法施行令の改正案について

平成31年2月27日
金融庁・総務省

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)

【改正の概要】

- 郵便貯金銀行(商号:株式会社ゆうちょ銀行)が一般の者※¹から受け入れる通常預金※²と定期性預金等※³について、預入限度額(一の預金者等から受入れをすることができる預金等の額)を別個に設定することとし、それぞれ1,300万円※⁴とする。(郵政民営化法施行令(平成17年政令第342号)第2条第2項の改正)



※1 「一般の者」とは、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び郵便保険会社(商号:株式会社かんぽ生命保険)以外の者をいう。

※2 「通常預金」とは、要求払の性質を満たす預金(預金保険法(昭和46年法律第34号)第51条の2第1項第2号に掲げる要件に該当する預金)から、決済用預金等(預金保険法第51条の2第1項各号に掲げる要件の全てに該当する預金)を除いたものをいう。

※3 「定期性預金等」とは、郵政民営化法(平成17年法律第97号)第107条第1号に規定する預金等から通常預金を除いたものをいう。定期性預金等は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構への郵便貯金(住宅積立郵便貯金及び財形定額貯金を除く。)と合算して1,300万円まで。

※4 現在の郵便貯金銀行への預金等の預入限度額は、通常預金と定期性預金等の区別なく合算し、機構への郵便貯金(住宅積立郵便貯金及び財形定額貯金を除く。)との合計で1,300万円と規定されている。

【施行期日】

- 平成31年4月1日(予定)

郵政民営化委員会の意見書①

○ 今回の郵政民営化法施行令の改正は、郵政民営化委員会の意見書を踏まえて行うものである。

■ 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見(平成30年12月)」(抜粋)

かねてから当委員会として述べているとおり、「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」は、限度額管理の古い仕組みを是正するものであり、前述の利用者利便に係る支障等を大幅に解消し、金融面でのユニバーサルサービスを展開していく上で「最も多くの人々のニーズに合う」ものである。

(中略)

一方、「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」に対し、「超低金利環境下での通常貯金の限度額規制の撤廃は、定期性貯金を含めたすべての限度額規制の撤廃と同じ」、「地方の体力が弱った一部金融機関からの資金シフトを加速させ、信用不安の引き金になる」、「ゆうちょ銀行と民間金融機関との連携を阻害する」、「送金に係る手数料が安いゆうちょ銀行に法人利用が流れる」等の強い懸念や、ゆうちょ銀行が進めている取組(貯金残高をコントロールしつつ国際分散投資を推進、つみたてNISA等への投資を推進、地域金融機関との連携を強化)を大きく妨げるおそれがあるとの意見が示された。

こうした懸念等に配慮することが限度額規制の緩和を今後円滑に実施していく上で必要であると考えられる。

このため、今回の限度額規制の緩和は、「通常貯金を限度額の管理対象から除外する方法」により行うことも考えられるが、こうした懸念等に配慮すれば現実的に対応可能な選択肢として、「通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定する方法」による具体的措置を講じるべきと考える。

この場合における限度額の水準については、利用者にとってサービスダウンにならないよう、少なくとも現行の限度額と同一水準であることが必要であり、他方で、通常貯金と定期性貯金を合算して管理するという方式の見直しは、限度額管理の制度創設以来、初めてのことであり、利用者や郵便局の現場でようやく定着しつつある現行の水準を維持しつつ、通常貯金の利用可能枠を広げていくことが、利用者と郵便局の現場の双方にとって、最も分かりやすく、受け入れやすいと考えられることから、新たな別枠管理方式を導入するに当たっては、通常貯金及び定期性貯金の限度額をそれぞれ1,300万円ずつ同額に設定することが適当であると考える。

これにより、現在の限度額管理の仕組みの複雑さや煩雑さが改善され、前述のとおり、定期性貯金の残高に応じて利用者自らが通常貯金に係るオートスウィングの基準額を変更しなければならないという負担は概ね解消され、原則として、オートスウィングの自動設定が可能となるほか、通常貯金としての一時的な資金の受け皿としての機能が向上するとともに、年金、給与等の振込の都度、限度額を超過するケースが減少するなど、利用者利便が大きく向上する。さらには、限度額の仕組みの説明や減額要請等に係る郵便局等の負担も大きく軽減される。

郵政民営化委員会の意見書②

■ 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見(平成30年12月)」(抜粋)

したがって、当委員会としては、利用者利便に係る支障を解消する観点等から、金融庁及び総務省に対し、次の考え方を踏まえ、限度額に係る政令改正案を早期に策定することを求めたい。

通常貯金と定期性貯金の限度額を別個に設定することとし、限度額は、それぞれ1,300万円ずつ同額とする。
その実施時期については、平成31年4月からの実施を目指す。

日本郵政グループ及び政府に対し、以下の2点の取組を求める。

- ① 貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること。
※給与振込口座の獲得など顧客基盤拡大を評価項目とすることを否定するものではない
- ② 将来の見直しについては、
グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、
日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却すること
を条件に、通常貯金の限度額について検討すること。

※下線は、金融庁・総務省において追加。

意見書における勘案事情①

- 郵政民営化法第107条第1号イに規定されている預入限度額の基準となる「政令で定める額」については、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案」して、郵政民営化法施行令第2条第2項において定めることとされており、意見書においては、次のとおり各事情が勘案されている。

1. 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

- 「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情」については、「他の金融機関等との間の競争関係」(いわゆる資金シフトの有無)について検討されており、「限度額引上げ後の個人預貯金残高の推移を比較すると、ばらつきはあるが、いずれの業態とも増加」しているところ、「ゆうちょ銀行の貯金残高の伸び率は他業態より低い水準で継続して推移」しており、「特段の問題が生じたとの報告は行われていない」とされている。

2. 郵便貯金銀行の経営状況

- 「郵便貯金銀行の経営状況」については、平成28年4月の預入限度額引上げ後の「ゆうちょ銀行の経営状況に与える影響」について検討されており、「特段の問題が生じたとの報告は行われていない」とされている。
- なお、郵便貯金銀行のバランスシート拡大への懸念から、日本郵政グループに対し、「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」の取組が求められている。

意見書における勘案事情②

3. その他の事情

- まず、現在の預入限度額規制に起因する利用者利便等に係る支障として、次のものが挙げられている。
 - ・ 「年金、給与等の振込の都度、限度額を超過するケースがあり、前回の限度額規制の緩和により超過者数が一時的に減少したものの、その後は増加傾向にあること」
 - ・ 「平均的な退職金、相続資金、保険金等の全額を有利子で預け入れることができず、振込先としての預金サービスとして十分ではないこと。また、家庭内で保管している資金(いわゆるタンス預金)をまとめて預け入れることが困難な場合があり、災害や盗難等のリスク回避の観点から支障があること」
 - ・ 「投資信託等の購入資金やその満期・解約金等の一時的受け皿(資金待機場所)としての預金サービスとして十分ではないこと」
 - ・ 「通常貯金と定期性貯金を利用者が合算し主体的にコントロールする限度額管理の仕組みは、利用者にとって複雑かつ煩雑※であり、特に高齢者にとって分かりにくいこと」、「この仕組みの説明や限度額超過者に対する減額要請等が郵便局等の大きな負担となっていること」
- ※ この複雑さ及び煩雑さについて、意見書においては、「通常貯金と定期性貯金の合計額が限度額規制の対象となることから、限度額超過を避けるためには、定期性貯金の預払いの都度、利用者自らがオートスウィング(通常貯金残高が預金者が設定した「基準額」を超過した場合、自動的に超過分を振替口座に移すサービス)の基準額の変更を行う必要がある」とされている。
- その上で、「この問題の本質は、流動性の大きい通常貯金と、そうでない定期性貯金を合算してコントロールするという限度額管理の古い仕組みが放置されていることにあり、その基本的な構造を一日でも早く是正しなければ、利用者利便に係る支障の解消や郵便局等の負担軽減を図ることはできないと考えられる」とされている。

參考資料

郵政民営化法令における預入限度額規制の詳細

- 郵政民営化法第107条第1号において、郵便貯金銀行は、一の預金者等から、以下の式を満たす預金等（銀行法（昭和56年法律第59号）第12条の2第1項に規定する預金等をいう。）の受入れをしてはならないと規定されている。
- 現在、預入限度額の基準となる「政令で定める額」は、郵政民営化施行令第2条第2項において、1,300万円と定められており、郵便貯金銀行への預金等の預入限度額は、その預金等※1の額の合計額（通常預金※2と定期性預金等※3の区別なく合算）と独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構への郵便貯金※4の額の合計額※5とを合計して1,300万円となっている。

$$\boxed{\text{郵便貯金銀行への預金等※1の額の合計額}} > \boxed{\text{政令で定める額（現在1,300万円）}} - \boxed{\text{機構への郵便貯金※4の額の合計額※5}}$$

- 今回の改正後の預入限度額（一般の者から預金等を受け入れる場合の預入限度額）は、次のとおり。

預金等の種類	郵便貯金銀行の現在の該当預金商品	預入限度額
通常預金※2	・通常貯金 ・通常貯蓄貯金	合計1,300万円
定期性預金等※3	・定額貯金（財形定額預金を除く。） ・担保定額貯金 ・自動積立定額貯金 ・定期貯金 ・担保定期貯金 ・自動積立定期貯金 ・満期一括受取型定期貯金 ・ニュー福祉定期貯金	合計1,300万円※6
財形定額預金	・財産形成定額預金 ・財産形成年金定額預金 ・財産形成住宅定額預金	合計550万円※7、8
決済用預金等	・振替貯金	預入限度額規制の対象から除外（現行から変更なし）

※1 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び郵便保険会社（郵政グループ3社）から受け入れる要求払の性質を満たす預金（預金保険法第51条の2第1項第2号に掲げる要件に該当する預金）及び定期性預金（準備預金制度に関する法律施行令（昭和32年政令第135号）第4条第2号に規定する定期性預金）を除く。

一般の者（郵政グループ3社以外の者）から受け入れる決済用預金等（預金保険法第51条の2第1項各号に掲げる要件の全てに該当する預金）及び財形定額預金を除く。

※2 「通常預金」とは、要求払の性質を満たす預金（預金保険法第51条の2第1項第2号に掲げる要件に該当する預金）から、決済用預金等を除いたものをいう。

※3 「定期性預金等」とは、郵政民営化法第107条第1号に規定する預金等から通常預金を除いたものをいう。

※4 住宅積立郵便貯金及び財形定額貯金を除く。

※5 機構への郵便貯金（住宅積立郵便貯金及び財形定額貯金を除く。）の制限額は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第10条の規定により、1,000万円。

※6 機構への郵便貯金（住宅積立郵便貯金及び財形定額貯金を除く。）の額の合計額を含む。

※7 民営化前に契約された財形定額貯金を含む。民営化前に契約された財形年金預貯金の預入限度額は、385万円（550万円の内枠）。

※8 定期性預金等の預入限度額に未使用分があれば、当該未使用分を財形定額預金の預入限度額として加算できる。

郵政民営化施行令の一部を改正する政令(案) 新旧対照条文

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(郵便貯金銀行の預入限度額)</p> <p>第二条 法第七十七条第一号に規定する政令で定める預金等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める預金等とする。</p> <p>一 次号に規定する者以外の者から預金等を受け入れる場合 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十一条の二第一項各号に掲げる要件の全てに該当する預金</p> <p>二 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び郵便保険会社から預金等を受け入れる場合 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百三十五号)第四条第二号に規定する定期預金</p> <p>2 法第七十七条第一号イに規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額</p> <p>イ 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金(前項第一号に定めるものを除く。以下この号において「二号預金」という。)を受け入れる場合 千三百万円(当該受入れに係る預金者等の郵便貯金銀行への法第七十七条第一号に規定する預金等であつて二号預金以外のもの又は機構への同号ロに規定する郵便貯金があるときは、千三百万円に当該預金等の額の合計額及び当該郵便貯金の額の合計額(その合計額が千万円を超えるときは、千万円)を加算した額)</p> <p>ロ 法第七十七条第一号に規定する預金等であつて二号預金以外のものを受け入れる場合 千三百万円(当該受入れに係る預金者等の郵便貯金銀行への二号預金があるときは、千三百万円に当該二号預金の額の合計額を加算した額)</p> <p>二 前項第二号に掲げる場合 千三百万円</p> <p>3 第一項第一号に掲げる場合における法第七十七条第三号の規定の適用については、同号ニに規定する第一号イに掲げる額は、前項第一号ロに定める額とする。</p>	<p>(郵便貯金銀行の預入限度額)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>一 次号に規定する者以外の者から預金等を受け入れる場合 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十一条の二第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する預金</p> <p>二 (同上)</p> <p>2 法第七十七条第一号イに規定する政令で定める額は、千三百万円とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

参照条文①

■郵政民営化法(平成17年法律第97号)

(預入限度額)

第七條 郵便貯金銀行は、一の預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。)から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等(同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。)の受入れをしてはならない。

一 預金等(次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。)の額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額

ロ 当該預金者等の機構への郵便貯金(整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。)第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金を除く。)の額の合計額(その合計額が千万円又はイに掲げる額のいずれか少ない額を超えるときは、当該額)

二 この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号に規定する契約に係る預金等の額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
イ 三百八十五万円

ロ 当該預金者等の機構への当該契約に係る郵便貯金の額(その額が三百八十五万円を超えるときは、三百八十五万円)

三 この法律の施行後に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額の合計額 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額(その合計額が五百五十万円を超えるときは、五百五十万円)を控除した額に、二に掲げる額からホに掲げる額を控除した額を加算した額

イ 五百五十万円

ロ 当該預金者等の郵便貯金銀行への前号に規定する契約に係る預金等の額

ハ 当該預金者等の機構への郵便貯金(この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に限る。)の額の合計額

ニ 第一号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額

ホ 当該預金者等の郵便貯金銀行への第一号に規定する預金等の額の合計額(その合計額が二に掲げる額を超えるときは、二に掲げる額)

■郵政民営化法施行令(平成17年政令第342号) ※現行

(郵便貯金銀行の預入限度額)

第二条 法第七條第一号に規定する政令で定める預金等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める預金等とする。

一 次号に規定する者以外の者から預金等を受け入れる場合 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十一条の二第一項各号に掲げる要件のすべてに該当する預金

二 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び郵便保険会社から預金等を受け入れる場合 預金保険法第五十一条の二第一項第二号に掲げる要件に該当する預金及び準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十二年政令第百三十五号)第四条第二号に規定する定期性預金

2 法第七條第一号イに規定する政令で定める額は、千三百万円とする。

参照条文②

■銀行法(昭和56年法律第59号)

(定義等)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう。

4 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時において一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。

5~25 (略)

(預金者等に対する情報の提供等)

第十二条の二 銀行は、預金又は定期積金等(以下この項において「預金等」という。)の受入れ(第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。)に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2・3 (略)

■預金保険法(昭和46年法律第34号)

(決済用預金に係る保険料の額)

第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。)に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一 その契約又は取引慣行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。

二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。

三 利息が付されていないものであること。

2 (略)

■預金保険法施行令(昭和46年政令第111号)

(金融機関が行う資金決済に係る取引)

第十四条の八 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。)とする。

一 為替取引

二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引

三 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六条第三項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

■準備預金制度に関する法律施行令(昭和32年政令第135号)

(指定勘定の区別)

第四条 法第五条第一項の指定勘定の区別は、次に定めるところによる。

一 (略)

二 法第二条第三項第一号に掲げる預金にあつては、定期性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、その払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から起算して一月を経過した日以後に到来するもの(譲渡禁止の特約のないものを除く。)、譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。)及び定期積金をいう。次号において同じ。)及びその他の預金の別

三 (略)